

大田区通学路交通安全プログラムについて

1 プログラムの背景及び目的

平成24年度に、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けて、各小学校の通学路における緊急合同点検を実施しました。その後も通学路の交通安全対策を継続的に行うため、平成28年3月に大田区通学路交通安全プログラム（平成28年4月～令和2年3月）を策定しました。

前プログラムの実績を踏まえ、令和3年4月から5か年の大田区通学路交通安全プログラムを作成し、通学路における交通安全確保に取り組んでいきます。

2 実施期間

令和3年4月～令和8年3月（5か年）

3 通学路の交通安全確保に向けた取り組み方針

大田区通学路交通安全プログラムでは、危険箇所の抽出（Plan）、合同点検（Do）、対策効果の把握（Check）、対策の改善・充実（Action）を行うPDCAサイクルとして、5年間繰り返し取り組みます。

【PDCAサイクルイメージ】



4 通学路合同点検のスケジュール

5か年で、全ての区立小学校の通学路を合同点検します。また、緊急を要する場合等は、必要に応じて随時の合同点検を行います。

大田区通学路交通安全プログラム (令和3年4月～令和8年3月)

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和3年2月

大田区

1 プログラムの背景及び目的

平成24年度に、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けて、平成24年5月から8月にかけて、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。その後も、合同点検を含む関係機関との連携強化と通学路の交通安全対策を継続的に行うことを目的として、平成28年3月に大田区通学路交通安全プログラム(以下「前プログラム」という。)を策定しました。

前プログラムでは、平成28年4月から令和3年3月までの5か年で、合同点検、交通安全対策、効果把握、改善・充実を行うPDCAサイクルに取り組むことを決めました。今回改定された通学路交通安全プログラムでは、前プログラムの実績を踏まえ、令和3年4月から令和8年3月までの5か年にわたり、通学路の交通安全確保に取り組めます。

2 関係機関

- 小学校(区立小学校)
- 教育委員会(教育総務部教育総務課)
- 道路管理者(都市基盤整備部地域基盤整備各課)
※ 国道及び都道については、必要に応じ合同点検や対策等を区の道路管理者が要請する。
- 交通管理者(警視庁大森警察署・田園調布警察署・蒲田警察署・池上警察署)

3 前プログラムの振り返り

小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者が連携して、通学路の合同点検及び対策を随時行い、交通安全の確保に取り組みました。ソフト面の対策として、教育委員会は交通安全教室、歩行訓練、下校指導等を毎年度ほぼ全ての小学校で行い、交通安全教育を推進しました。また、ハード面の対策として、道路管理者は注意喚起看板の設置等を、交通管理者は交通標識の設置等を行いました。

4 実施期間

令和3年4月～令和8年3月(5か年)

5 大田区における小学校の通学路について

大田区では、以下の要件を満たす道路について、小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者の立会いをした上で、通学路に指定しています。

【国による通学路の考え方】

- 児童が小学校に通うため1日につきおおむね40人(往復含む)以上通行する道路
- 小学校の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域で、児童の通行の安全を特に確

保する必要があるもの

※ 参照:交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和41年政令第103号)第4条

【大田区の通学路適用基準】

- できる限り歩車道の区別のある道路。区別がない場合は、次の条件に適合すること
 - (ア) 車両の交通量が比較的少ないこと
 - (イ) 道路の幅員が児童の通行を確保できる状態にあること
 - (ウ) 路面の占用状況が良好であること
- 無人踏切、見通し不良等の危険箇所がないこと
- 横断箇所には横断歩道、信号機が設置されているか、又は交通管理者等による交通整理、誘導が行われていること

6 通学路の交通安全確保に向けた取組方針

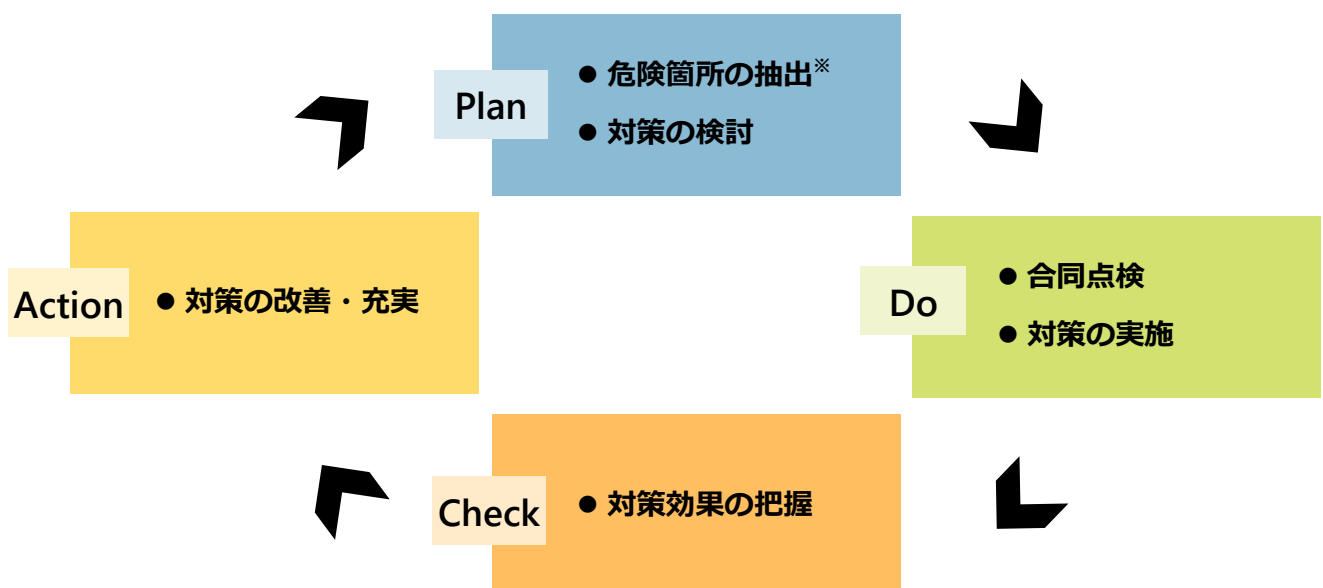
(1) 基本的な考え方

通学路の交通安全を確保するため、各小学校やPTAからの要望及び地域の実情等に合わせ、事前に通学路上の交通事故発生地点などの危険箇所を抽出します。危険箇所について、関係機関による合同点検を行い、対策を実施します。なお、対策については、交通安全教育や注意喚起などのソフト面の対策を行い、カバーできない箇所について、歩道整備や防護柵の設置等のハード面の対策を行っていきます。対策の実施後、その効果を把握した上で、対策の改善・充実を行います。

これらの活動をPDCAサイクルとして、5年間繰り返し取り組みます。

(2) PDCAサイクルの継続的な取組

【通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル】



※ 小学校がPTAの要望や地域の実情を取りまとめた上、通学路の危険箇所を抽出する。

Plan

- 危険箇所の抽出(小学校、教育委員会)
各小学校が、PTAの要望や地域の実情を取りまとめた上、通学路内の危険箇所を抽出し、教育委員会に報告をします。教育委員会は、各小学校からの報告を集約し、関係機関と共有します。
- 対策の検討(小学校、道路管理者、交通管理者)
合同点検前に、関係機関において危険箇所の内容から対策を検討します。

Do

- 合同点検(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
抽出した危険箇所に対して、関係機関を中心に合同点検を行います。
- 対策の実施(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。内容については、ソフト面、ハード面の双方から対策を行います。

(対策例)

【小学校、教育委員会】

交通安全教育、通学時の注意喚起等の推進

【道路管理者】

歩道整備、防護柵の設置、注意喚起看板の設置等

【交通管理者】

交通規制の検討、パトロールの強化等

Check

- 対策効果の把握(小学校、教育委員会)
合同点検結果に基づく対策実施箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか確認します。

Action

- 対策の改善・充実(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、内容の改善・充実を図ります。

7 スケジュール

(1) 通学路合同点検(5か年)

5か年で、計画的に全ての区立小学校の通学路で合同点検を行います。各小学校において、5年に1回は合同点検を行うこととなります*。また、緊急を要する場合は、必要に応じて随時の合同点検を行います。

※ 5か年の合同点検の計画は、関係機関と調整の上定めます。

(2) 年間スケジュール

下記の年間スケジュールに基づき、PDCAサイクルに取り組みます。

【年間スケジュール(予定)】

| 予定時期 | 内容 | 実施機関 |
|------|------------------------------------|---------------------------|
| 4月 | 小学校への通学路合同点検実施通知 及び通学路の危険箇所抽出依頼 | 教育委員会 |
| 4～6月 | 通学路の危険箇所抽出 | 小学校 |
| 7～9月 | 通学路合同点検の実施 | 小学校、教育委員会、 道路管理者、交通管理者 |
| 7～3月 | 対策の実施 | 小学校、教育委員会、 道路管理者、交通管理者 |
| 1～3月 | 対策効果の把握 | 小学校、教育委員会 |
| 3月 | 対策必要箇所一覧表の公表 | 道路管理者 |
| 3月～ | 対策の改善・充実 | 小学校、教育委員会、 道路管理者、交通管理者 |

8 対策箇所の公表

各小学校の合同点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策必要箇所一覧表」(別紙)を作成し、区ホームページで公表します。

9 次期プログラムへ向けた振り返り

プログラムの最後の年に、5年間の通学路の交通安全確保の取組について振り返り、次期プログラムの策定につなげます。

〇〇小学校 対策必要箇所一覧表
令和〇年度実施分

別紙

令和〇年×月未時

| No. | 路線名 | 地番 | 指摘内容 | 対策内容 | 担当機関 | 実施状況 |
|-----|---------|--------------|--------------|--------------|-------------|------|
| 1 | 大田区道番線 | 大田区蒲田〇丁目×番△号 | 通学時間帯の交通量が多い | PTAによる旗振りの実施 | 〇〇小学校 | 対策済み |
| 2 | 大田区道m番線 | 大田区蒲田〇丁目番◇号 | 見通しが悪い | 巻看板の設置 | 道路管理者（蒲田地区） | 対策済み |
| 3 | 東京都道x号線 | 大田区蒲田△丁目番 | ガードレールの劣化 | ガードレールの補修 | 東京都第二建設事務所 | 対策済み |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |